

## 「事業系一般廃棄物減量化計画書」記載要領

### 1. 目 的

市内大規模事業者のごみ減量化・資源化の状況を把握し、本市のごみ減量化・資源化施策に活用することを目的としています。

### 2. 対象事業者

市内で常時1日当たり10キログラムを超える量又は一時に100キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出し、その事業に供される部分が3,000平方メートル以上(小売店舗については500平方メートルを超える)の建築物を所有又は権原を有する事業者が対象です。

### 3. 提出期限

令和5年5月31日(水)

### 4. 提出手順

**【提出方法① 様式をダウンロードしてEメールで提出】**

別紙のHP案内を参考にしてください。

**【提出方法② 別紙の計画書に記載して郵送またはFAXで提出】**

別紙の「事業系一般廃棄物減量化計画書」の各項目に記載後、郵送またはFAXで環境政策課へ提出してください。

**【提出先】**〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号 津市役所環境政策課

[Eメール]229-3139@city.tsu.lg.jp (lg:エルジー)

[FAX]059-229-3354

### 5. そ の 他

対象事業者であるかどうかについては、面積を基準にして判断させていただきました。

排出量に関して対象外となる場合などは、その旨をお知らせください。

### 6. 参 考

**【津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例】**

(事業者等に対する指示)

第8条 市長は、本市の区域内において多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他事業系一般廃棄物の減量等に関し必要な事項を指示することができる。

**【津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則】**

(多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等)

第2条 条例第8条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等とは、次の各号のいずれかに該当する事業者等とする。

(1) 常時1日当たり10キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等

(2) 一時に100キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等

(事業者等に対する指示に伴う事業系一般廃棄物の減量に関する計画の提出等)

第3条 前条各号に規定する事業者等のうち次の各号のいずれかに該当する者は、毎年度における事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) その事業の用途に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物にあつては、当該用途に供される部分の延べ面積が8,000平方メートル未満のものを除く。)の所有者(所有者以外に当該建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)
- (2) 一の建物(一の建物として大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)第1条各号に掲げるものを含む。)であつて、その建物内の小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超えるものの所有者(所有者以外に当該建物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)
- (3) その他市長が必要と認める者

〔 事務担当 環境部環境政策課資源循環推進担当  
電話番号 059-229-3258 〕